

中期事業計画

平成 24 年度 ~ 平成 26 年度

岡山県信用保証協会

1 . 基本方針

(1) 業務環境

1) 岡山県の景気動向

サブプライムローン問題に始まった世界同時不況の影響が色濃く残るなかで、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災によるサプライチェーンの寸断や自粛ムードに伴う消費マインドの低下が重なり、岡山県内の景気は著しく後退した。その後、個人消費は堅調に推移し、設備投資や住宅投資も持ち直すなど、徐々に回復の動きを見せていたが、欧州債務問題や海外経済の減速、歴史的な円高など輸出に悪影響を及ぼす事態が断続的に発生し、景気の持ち直しに減速感がみられ始めている。

今後の見通しについても、輸出産業である主力製造業の生産が弱含みとなり、設備投資計画においても下方修正が予測されることや、好調であった中国経済の陰りや県内における公共投資の減少基調等の影響も懸念されることから、景気の先行きについては不透明感が漂っている。

2) 中小企業を取り巻く環境

製造業においては、円高の影響から県内主力企業の受注単価の切り下げ要請や受注量の減少により、厳しい経営環境におかれている。小売業においても、大型商業施設の進出により従来型の商店街での経営は維持が困難な状況となっている。建設業においても公共工事の減少、受注単価の切り下げにより企業収益は悪化傾向が続いている。

これらのことから、中小企業者を取り巻く環境はさらに厳しい状況となることが予想される。

(2) 業務運営方針

当協会は、地域に密着した中小企業者への支援を積極的に推進する。すなわち、急速な環境変化や多様化する業態に対し、国及び地方公共団体の中小企業施策に即応した支援策を迅速・的確に実施するとともに、安定経営に支障をきたしている中小企業者に対してもきめ細やかな経営支援を行うことにより、地域経済の持続的な成長に貢献する。加えて、増加する求償権の早期回収、回収業務の効率化を推進し、ひいては信用補完制度の安定化に寄与する。

内部統制面においても、コンプライアンス体制、危機管理体制等の充実・強化を継続的に行い、高い透明性と健全性を維持・発展させる。

併せて、時代の要請に即応できる人材を育成するため、職員の世代交代に伴う目利き能力等の技能伝承をスムーズに行うとともに、専門的知識の習得や職員の意識改革の推進等を積極的に進める。

これらを総合的に実施することで、顧客サービスのより一層の充実を図りながら信用保証制度の利用率を高め、中小企業者の良きパートナーとして、「中小企業者の可能性を力強くアシストする信用保証協会」を目指して邁進していく。

1) 個々の中小企業の実情に応じた適切な支援策の提供

個々の中小企業者を取り巻く環境・問題・課題等は千差万別であることから、個々の実情を十分に把握しメリハリのあるきめ細やかな対応に努めるとともに、信用補完制度や中小企業施策の目的に十分配慮しながら適正で妥当な支援を推進する。

1. 各種保証制度の利用促進

国及び地方公共団体の中小企業施策に基づく各種保証制度を複合的に活用しながら、個々の中小企業者のニーズに適合した対応を実施する。併せて、新商品の開発や既存商品の見直しも実施する。

2. 経営支援機能の強化

経営支援部が中心となり、個々の企業の問題点の把握に努め、金融機関や中小企業関係団体との連携を密にしながら、金融面だけでなく経営全般に係る的確な支援を実施する。

3. 期中管理の強化

金融機関との連携強化により、利用中小企業者の早期実態把握に努め、条件変更等や経営改善策の提案により代位弁済を抑制する。また、改善計画の実施状況の把握に努めるとともに、必要に応じ適時・的確な措置の実施により債権保全に努める。

4. 再生支援体制の強化

経営支援部と岡山県中小企業再生支援協議会や地域金融機関の再生担当部署との連携を強化し、利用中小企業者の再生計画の実現に積極的に協力する。

5. 求償権回収の強化・効率化

期中管理部署との連携を強化し、代位弁済後は早期回収の着手に努めるとともに、無担保求償権については、サービサーを積極的に活用することにより回収の最大化を図る。また、管理事務停止・求償権整理の実施により、回収業務の効率化に努める。

2) 地域密着型の業務推進

1. 中小企業者との接点強化

中小企業者の実態把握を的確に行なうため、直接対話する機会を積極的に設ける。また、対話を通じて信用保証制度に対する新たなニーズや改善点を探り、より良いサービスの提供に努め、顧客満足度の向上に繋げる。

2. 金融機関との連携強化

中小企業者に活きた資金を供給するために、企業の実態や将来性を十分に考慮しながら金融機関との協調体制を充実させ、適時・的確な対応がとれるよう連携を強化する。

3 . 関係機関との連携強化

信用保証業務の遂行に際しては金融面の情報だけでなく、地域経済全体の動向や将来像を把握することが重要である。各関係機関の有する専門的な知識や情報を活用することで、地域中小企業者に対する質の高いサービスを提供する。

4 . 広報活動の充実

信用保証制度のより一層の理解を深め、保証利用率の向上に寄与すべく積極的な広報活動を推進する。

3) 人事と組織の活性化

1 . 組織の活性化と業務の効率化

業務運営に最も適した効率的な体制作りを常に念頭に置きながら、柔軟な組織運営に努める。

男女共同参画の観点から積極的な女性職員の登用を行い、組織の活性化に努める。

電算システムによる業務の効率化を推進する。

2 . 人材育成と職員の資質向上

各種内部研修等の実施、外部機関への派遣研修等による職員の意識改革の推進、OJTの強化、中小企業診断士の養成等により、時代の要請に柔軟に対応できる人材を育成し、顧客サービスのより一層の充実に努める。

信用保証業務においては、中小企業者の将来性や技術力などを的確に評価し、個々の企業の抱える課題の解決に向けてアシストできる能力を備えた職員の養成に努める。

人事考課制度の定着を継続的に推進し、組織の活性化及び人材の育成に努める。

ボランティア活動等への参加を奨励し、平時から社会貢献を实践できる人材の育成に努める。

4) コンプライアンスの徹底

研修やOJTの継続的な実施により、規程等の内容を周知徹底し、コンプライアンスの充実・強化に努める。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、関係機関と連携し、断固として対決する。

5) 危機管理対応の強化

緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめながら、事業の継続あるいは早期復旧を可能にするために、危機管理への対応策の定期的な見直しを行う。